

上下水道局公告第 4 2 号

入札公告

上田市上下水道局が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 4 日

上田市長 齊 藤 達 也

1 入札対象工事

工事名	農集処理施設 非常用発電機設置工事
工事箇所	上田市真田町本原ほか（本原処理場ほか）
工事概要	非常用発電機設置工 25KVA N=1 台 （本原処理場） 13KVA N=1 台 （上洗馬処理場）
完成期限	令和 9 年 3 月 2 6 日
担当職員	下水道課 清水
事業区分	単独事業
最低制限価格制度	失格基準価格（予定価格×0.75、1 円未満切捨）適用
週休 2 日工事	対象外
フレックス工期	適用外
入札の方法	電子入札

2 入札者の資格条件

次の(1)に掲げる全ての要件を満たしていること。要件に違反をした入札は無効となります。

(1) 必要な資格

入札に参加できるのは、令和 7 年・8 年・9 年度上田市建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者で、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

工事種別と等級格付	機械器具設置工事 A級、B級
建設業許可	① 機械器具設置工事について、特定又は一般建設業の許可を有していること。 ② 下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、特定建設業許可を有していること。 ③ 建設業法施行令に定める軽微な建設工事に該当する場合は、許可を必要としません。
配置技術者	建設業法第26条に規定する技術者を配置できること（開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。 なお、下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
施工実績	不要
所在地区分	名簿に登録された所在地区分が市内、準市内であること。
その他	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。 ② 公告日から落札決定までの間に上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成22年告示第80号）に基づく停止措置を受けていない者であること。 ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 ④ 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。 ⑤ 次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できません。 (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等と子会社等の関係にある者又は親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者 (イ) 一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者 ⑥ 有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」の無い者は、建設業法施行令に定める軽微な建設工事以外を受注できま

	せん。 ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。 (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務 (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務 (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
--	--

3 入札日程等

設計図書の閲覧		令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 29 日（水）まで、上田市ホームページ、財政部契約検査課及び入札情報システムにおいて行います。（窓口での閲覧は閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
質問書の受付		令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 21 日（火）まで（最終日は午後 4 時まで）に上田市財政部契約検査課へ F A X により提出してください。なお、提出時に質問の到達確認を行ってください。様式は指定（上田市ホームページ掲載）のものとします。
質問への回答		令和 8 年 7 月 23 日（木）までに上田市ホームページへ掲載します。
入札書の提出方法	電子入札	(1) 提出書類 ① 入札書（3 桁のくじ番号を記載して下さい） ② 工事費内訳書（所定の様式による） ③ 必要な場合は「落札可能件数届出書」を提出すること。 (2) 提出期間 令和 8 年 7 月 27 日（月） 午前 9 時から 令和 8 年 7 月 30 日（木） 午後 3 時まで （ただし、電子入札システムが稼働している時間内とする。） (3) 電子入札ではなく、紙の入札書を提出する場合は、入札日前日の正午までに、契約検査課窓口へ持参してください。なお、入札書は封緘の上、<u>開札日・工事名・入札参加者名</u>を封筒に記載してください。 (4) 上田市電子入札実施要綱（平成 22 年告示第 137 号）に違反した入札は無効となります。
工事費内訳書の提出		(1) 入札参加者は入札に際し、入札書とともに工事費内訳書を提出しなければなりません。工事費内訳書を提出しない者が入札した

	入札書は無効となります。 (2) 工事費内訳書は、電子入札の場合は入札書提出時に内訳書として添付してください。 (3) 工事費内訳書は、上田市ホームページに掲載された所定の様式で作成しなければなりません。 (4) 工事費内訳書の工事価格と入札書の金額は一致しなければなりません。ただし、工事費内訳書の工事価格から1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とします。 (5) 工事費内訳書の工事価格の値引きは認めません。 (6) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。<u>記載がない場合は、法令違反により失格となりますので、ご注意ください。</u> また、落札候補者の工事費内訳書に記載されている<u>直接工事費が一定水準（官積算額の97%）を下回る場合は、労務費ダンピング調査を実施し、合理的な理由がない場合は、建設Gメンに通報することになります。</u> (7) その他詳細については、「工事費内訳書の提出について」をご確認ください。
落札可能件数の届出	配置可能な現場代理人や技術者の数を超えて応札する場合は、「落札可能件数届出書」（上田市ホームページ掲載）を、開札日前日までに必ず電子メールで提出してください。 なお、「落札可能件数届出書」を提出せず、正当な理由もなく落札候補者を辞退した場合は、停止措置の処分が科せられることがあります。
開札日時・場所	令和8年7月31日（金） 午前9時00分 本庁舎3階301・302会議室
積算疑義申立て・積算内訳書の閲覧	入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日の翌日午前9時から申立てることができ、開札日の翌日から起算して2日目（休日等除く）の午後3時までに、書面により疑義申立てすることができます。 また、積算疑義の申立て期間中に公表用積算内訳書を閲覧することができます。

4 入札事項等

入札事項	① 1 件の入札に対して複数の入札書の提出があった場合は、すべての入札を無効とします。 ② 入札参加者が 1 者のみの場合も有効とし開札します。
入札保証金	入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 5 % とし、納付は免除します。 (ただし、落札者が契約を締結しない場合は納付を要します。)
契約保証金	付保割合 10 % 以上の金銭的保証 (ただし、契約額が 500 万円未満で、過去 2 年間に市または国、他の地方公共団体と同種同規模の工事实績を 2 回以上有する者は免除します。)
前払金	契約金額の 4 割の範囲内で前金払します。
中間前払金	契約金額の 2 割の範囲内で中間前金払します。
部分払	上田市財務規則 (平成 18 年規則第 45 号) の規定による回数の範囲内で部分払します。
その他	

5 設計図書の優先順位等

入札公告している設計図書について、設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとしてください。

・食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答書
- 2 現場説明事項・施工条件明示書 (特記仕様書を含む)・指示事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

6 落札者の決定方法等

(1) 落札決定順位について

- ① 同日に開札される複数の建設工事一般競争入札に参加できますが、配置可能な現場代理人 (技術者) の数を超えて落札候補者となることはできません。
- ② 配置可能な現場代理人 (技術者) の数を超えて応札する場合は、「落札可能件数届出書」を提出してください。
- ③ 開札する順番は、開札日の「上田市建設工事一般競争入札予定表」のとおりとします。

- (2) 入札参加資格要件の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとします。
- (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、「同価入札時における落札決定方法について」に基づいて落札候補者を決定します。
- (4) 落札候補者は、提出を指示した日を含め2日以内に次の7に掲げる書類を持参しなければなりません。
- (5) 入札参加資格要件の審査は、予定価格以下の金額で応札した者を対象として、落札候補者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行います。
- (6) 入札参加資格要件の審査は、審査書類の提出の日を含め3日以内に行います。
- (7) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、FAX等（電子入札システムによる電子メールを含む。）で連絡します。

7 入札参加資格要件審査書類

電子入札による入札を行った者は、紙による持参または電子入札システムによる電子メールにより提出すること。

- ① 一般競争入札参加資格確認書（上田市ホームページに掲載）
- ② 配置技術者に関する書類
 - ア 資格等の写し（1部）
 - イ 技術者の雇用関係が確認できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書等の開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用を証する書類）（1部）
※健康保険証及び健康保険資格確認書は不可
- ③ その他市長が必要と認めるもの
 - ア 直近の有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」の写し（1部）

8 その他

「上田市一般競争入札（事後審査）実施要綱」及び「入札心得」を熟読してください。

9 問合せ先

上田市財政部契約検査課契約担当

TEL 0268-23-5257（直通）

FAX 0268-23-5116（直通）